

海洋基本計画における主な海洋施策

内閣官房総合海洋政策本部事務局

～目次～

1. 我が国における海洋保護区の設定の推進
2. 大陸棚延長のための対策の推進
3. 外国船による科学的調査・資源探査への対応
4. エネルギー・鉱物資源の計画的開発
5. 安定的な国際海上輸送の確保
6. 海洋の安全に関する制度の整備
7. 排他的経済水域等での一体的な調査の推進
8. 海洋に関する情報の一元的管理・提供
9. 海洋に関する研究開発の推進
10. 沿岸域の総合的な管理
11. 海洋管理のための離島の保全・管理

1. 我が国における海洋保護区の設定の推進

生物多様性の確保や水産資源の持続可能な利用に資するため、海洋保護区について、我が国におけるあり方を明確化するとともに、その適切な設定を推進する。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 等)

【海洋保護区(MPA: Marine Protected Area)とは】

動植物相等を含む海域で、法律等により保護されている区域。Marine Park(海中公園)、Marine Reserve(海洋保護区)などの名称を使用している国もあり、定義や用途は異なっている。

→国際的に統一された具体的な概念はない

環境保全に関する国際動向

- ・国連環境開発会議(1992年)
- ・生物多様性条約(1992年)
- ・ヨハネスブルグサミット(2002年)等

→生態系管理手法としてのMPAへの期待が高まる

豪州、米国等では、国内法に基づくMPAをそれぞれ独自に設定

環境保全に関する国内動向

我が国の周辺海域(特に沿岸域)においては、**環境の悪化、生態系かく乱の懸念、水産資源の減少等が問題化**

→海洋の持続可能な利用の危機

我が国における海洋保護区についての、

①設定目的の明確化

②海域利用実態を踏まえたあり方の明確化

海洋保護区を適切に設定

「日本型」海洋保護区についての国際的理解の醸成

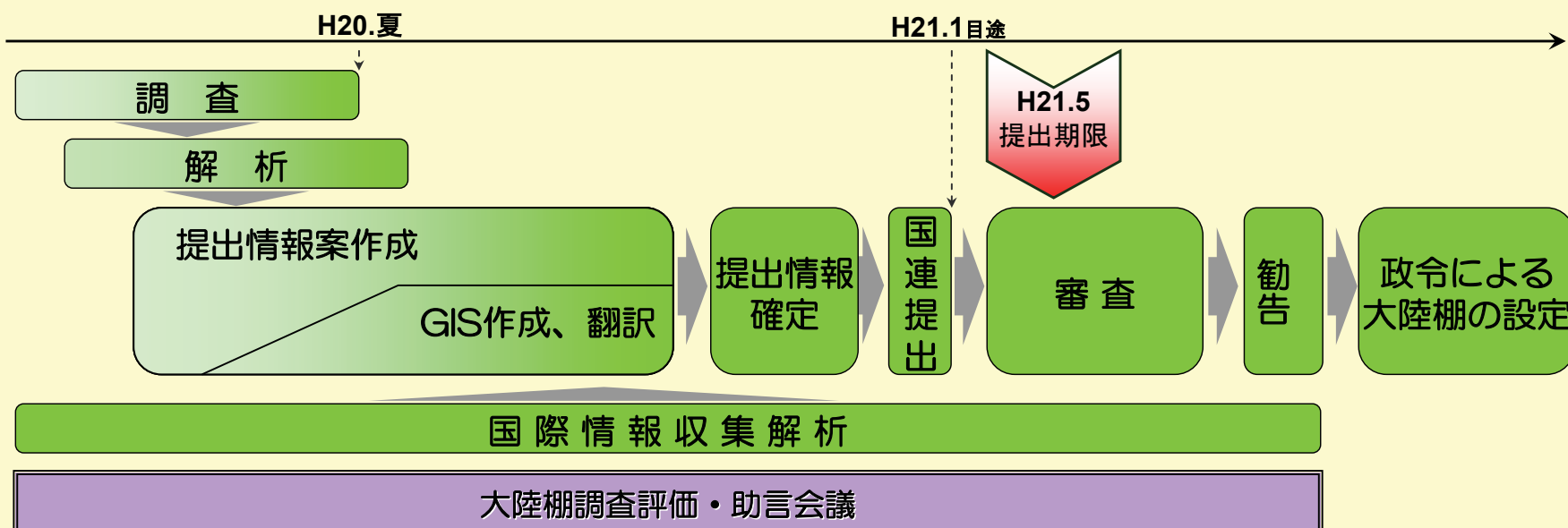
2. 大陸棚延長のための対策の推進

大陸棚調査を引き続き実施するとともに、「大陸棚の限界に関する委員会」に提出する資料の作成、委員会での審査への対応等を行う。（外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省 等）

国連海洋法条約



- ☆ 沿岸国の200海里までの海底等を「大陸棚」と規定するとともに、地形・地質的条件によっては200海里を超えて大陸棚を設定可能。
- ☆ 地形・地質データ等を含む大陸棚の限界に関する情報を、「大陸棚の限界に関する委員会」に提出し、その勧告に基づいて大陸棚の限界を設定することが必要。



3. 外国船による科学的調査・資源探査への対応

排他的経済水域等における鉱物資源の探査の管理及び外国船による科学的調査が、我が国の同意を得ずに実施される等の問題への対応策について、制度上の整備を含め検討し、適切な措置を講じる。
(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 等)

現状及び問題点

- 我が国は、外国船による海洋の科学的調査について、同意手続に関する法律を制定しておらず(日中間では「相互事前通報の枠組み」が存在)、ガイドラインにより対応。
- 我が国EEZ等における外国船による科学的調査について、同意手続の不履行、同意条件の逸脱(資源探査と思われる行為を含む。)等の事例が発生。



外国海洋調査船

● 我が国EEZ等における外国船による科学的調査で生じている問題解決のため、近隣国同様、科学的調査・資源探査を規制するための法律を制定すべきとの指摘あり。

対応

海洋の科学的調査・資源探査の法制化を行う場合を想定し、諸課題について検討。

留意点
科学的調査等を規制する場合

- ・ 我が国と相手国との主張が重複する海域が存在することに起因する問題や、暫定的な枠組みへの影響を考慮すべき
- ・ 外交交渉の柔軟性を確保すべき(交渉への影響の可能性) 等との指摘あり。

4. エネルギー・鉱物資源の計画的開発

「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画(仮称)」を策定し、同計画の下で排他的経済水域等に賦存する石油・天然ガス、メタンハイドレート、海底熱水鉱床の探査・開発を着実に推進。メタンハイドレート及び海底熱水鉱床について、今後10年程度を目途に商業化を目指す。(経済産業省等)

国際的背景

- 資源価格の高騰に伴い、資源産出国において資源ナショナリズムが高揚。

平成20年に100ドルを超える水準に



我が国の対策

- 資源外交による資源産出国との関係強化に努めて、自らの安定的な資源供給源として排他的経済水域等においてエネルギー・鉱物資源の開発を推進することが重要。

燃焼するメタンハイドレート



課題

- 石油・天然ガス:大水深海域等における探査の広域展開。特に三次元物理探査船の十分な活用。
- メタンハイドレート:海洋産出試験段階への移行。
- 海底熱水鉱床:資源量・環境影響の調査。採鉱・金属回収技術の開発。
- 以上は民間企業のみでは実施困難であり、国の主導による本格的な探査・開発が必要。

明確な目標と綿密な計画の下で、着実に推進。

「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画(仮称)」の策定(平成20年度中)

【目標】メタンハイドレート及び海底熱水鉱床について、今後10年程度を目途に商業化を実現。

- 目標達成に至るまでの探査・開発の道筋(ロードマップ)
- そのために必要な技術開発
- 国、研究機関及び民間企業が果たすべき役割分担 等

5. 安定的な国際海上輸送の確保

本邦外航海運業の国際競争力の向上を図るとともに、日本籍船及び日本人船員の確保を図るための施策を講ずる。
(国土交通省 等)

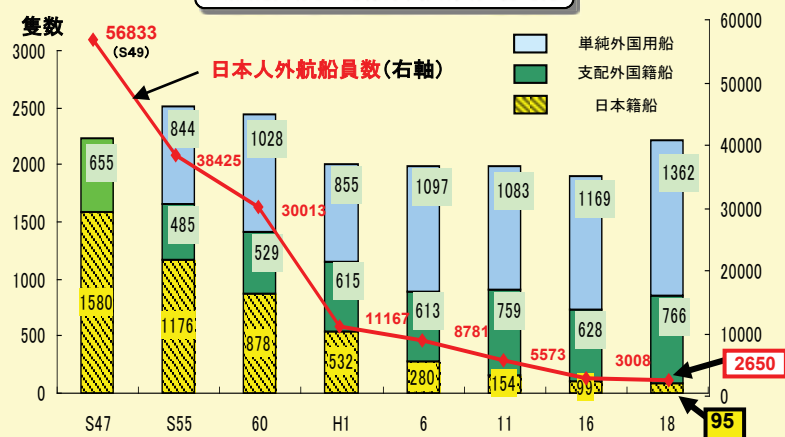
本邦外航海運業の現状

四面環海で資源の乏しい我が国において、貿易量の99.7%を担う外航海運は、我が国経済・国民生活を支えるライフラインとして極めて重要。



世界単一市場において国際競争が激化する中、我が国商船隊の核となるべき日本籍船及び日本人外航船員の総数は極端に減少し、憂慮すべき事態。

日本籍船・日本人外航船員の減少



安定的な国際海上輸送の確保を図るための対策の実施が急務

具体的施策

国際競争条件の均衡化、日本籍船及び日本人船員の確保を図るため、トン数標準税制の創設に取り組み、日本籍船を平成20年度からの5年間で2倍に、日本人外航船員を10年間で1.5倍に。